

# 第7章 景観形成

## ■景観形成

社会経済の発展や生活基盤の安定等に伴い物質的な豊かさが充足され、都市計画にも地域性を尊重し、ゆとりある空間を形成する視点が求められています。

平成15年に国土交通省から「美しい国づくり政策大綱」が示され、平成16年に「景観法」が制定され、国を挙げて景観形成に取り組む方向性やそのための制度的な枠組みが整えられました。

県ではこれまで平成6年に策定した「沖縄県景観形成条例」に基づく施策を推進してきましたが、景観法の趣旨を踏まえ、平成23年に「“美ら島沖縄”風景づくり計画」（沖縄県景観形成基本計画）を策定し、広域的な景観形成や市町村の支援、総合的な制度活用、官民協働の取り組み等、本県全体の景観施策を総合的かつ計画的に展開しています。



座間味村の青い海



竹富町の赤瓦集落



モノレールのある風景

## ○景観行政団体移行と景観計画策定の推進

景観行政を担う中心主体は地域との密接な関わりを持つ市町村にあり、景観行政団体（景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体）へ移行することで地域毎の諸条件に応じた有効な景観施策を展開することが可能となります。また、景観行政団体は景観計画（地域の景観形成の総合的な基本計画）を策定し運用することで、建築行為等の規制・誘導が可能となり、地域が大事にしている眺望景観の保全や地域固有集落・創出を促進することができます。

県では、将来的に全市町村が景観行政団体へ移行できるよう、その取り組みを支援していきます。

## ○景観整備機構の指定

景観法では、住民主導の持続的な取り組みを支援し、景観行政団体とともに良好な景観の形成に取り組む主体として、NPO法人や公益法人を景観整備機構に指定しています。これまで本県では、3団体（社団法人沖縄県建築士会、社団法人沖縄県造園建設業協会、NPO法人沖縄の風景を愛さする会）を景観整備機構に指定しました。

## ○大規模行為の届出

大規模な建築物や工作物は周辺景観に与える影響が大きいことから、県下全域で大規模な建築物の新築等の行為を行うときは、あらかじめ届出をする必要があります。なお、独自の景観条例を制定している市町村の区域における行為については、市町村毎に届出を要する行為が定められています。

## ■屋外広告物条例

屋外広告物は、私たちに様々な情報を伝え、街に活気を与えるものです。しかし、無秩序に表示されると美しい自然景観・まちなみや安全で快適な歩行空間が阻害される恐れがあります。そのため、県では、「沖縄県屋外広告物条例」を制定し、良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害を防止するために屋外広告物について必要なルールを定め、適正な規制や誘導を行っています。

### ○屋外広告物の規制概要

規制の種類	規制地域・場所及び物件	規制の概要
禁止地域又は場所 (条例第4条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 都市計画法による第一種低住専地域・第二種低住専地域・第一種中高住専・第二種中高住専地域・風致地区</li> <li>2. 文化財保護法による重要文化財（建造物に限る）の敷地及びその周囲の知事指定地域・史跡・名勝・天然記念物の地域</li> <li>3. 沖縄県文化財保護条例による有形文化財（建造物に限る）又は民俗資料（建造物に限る）の敷地及びその周囲の知事指定地域</li> <li>4. 森林法による指定保安林地域</li> <li>5. 道路・軌道で、知事指定区間</li> <li>6. 道路・軌道に接続する地域で、知事指定区間</li> <li>7. 都市公園法による都市公園等</li> <li>8. 河川・海浜・山岳及びその付近の地域で、知事区域指定</li> <li>9. 港湾・空港・駅前広場及びその付近の地域で知事指定区域</li> <li>10. 官公署・学校・図書館・公会堂・公民館・博物館・美術館・体育館及び病院の敷地</li> <li>11. 古墳・墓地及びその周囲の地域の知事指定区域</li> </ol>	<p>広告物の表示又は広告物を掲出する物件を設置することはできません。</p> <p>（ただし、自家用広告物等で基準に適合するものなど、適用除外があります）</p>
禁止物件 (条例第5条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 橋りょう・歩道橋・トンネル・高架構造・分離帯</li> <li>2. 石垣・擁壁</li> <li>3. 街路樹・路傍樹</li> <li>4. 信号機・道路標識・歩道さく・こま止め・里程標</li> <li>5. 電柱・街灯柱他</li> <li>6. 消火栓・火災報知器・火の見やぐら</li> <li>7. 郵便ポスト・電話ボックス・公衆便所</li> <li>8. 送電塔・送受信塔・照明塔</li> <li>9. 煙突・ガスタンク・水道タンク他</li> <li>10. 銅像・神仏像・記念碑</li> </ol>	<p>広告物を表示等することはできません。（適用除外あり）</p>
許可地域 (条例第6条)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路で知事指定区間</li> <li>2. 道路に接続する地域で知事指定区域</li> <li>3. 河川・海浜・山岳及びその付近の地域で知事指定区域</li> <li>4. 港湾・空港及びその付近の地域で知事指定区域</li> <li>5. 市及び本部町、嘉手納町、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、読谷村、北中城村、中城村</li> </ol>	<p>広告物を表示等することはできません。（適用除外あり）</p>

## ■許可地域における設置位置等の基準

許可地域で広告物を表示し、または広告物を掲出する物件を設置する場合は、次の規格で設置してください。（なお図表の表示上、省略してある規格もありますので、詳細については各土木事務所等へお問い合わせください）

<p><b>広告塔</b></p>		<p><b>建築物よりの突出するもの</b></p> <p>表示面積は、それぞれの面の合計が20㎡以内（一面の場合は10㎡）</p>
<p><b>広告板</b></p>	<p><b>建築物の壁面又は屋根面を利用する広告板</b></p> <p>全体面積の1/3以下、最大表示面積30㎡以内</p> <p>※但し、商工系地域では全体面積の1/2以下、最大表示面積50㎡以内</p> <p><b>地上の広告板</b></p> <p>表示面積30㎡以内</p> <p>5m以内</p>	<p><b>に広告幕及び垂れ幕</b></p> <p>4.5m以上 (歩道上では2.5m以上)</p> <p>1.8m以内</p> <p>20m以内</p> <p><b>旗、のぼり旗</b></p> <p>1m以内</p> <p>5m以内</p> <p>4.5m以上 (歩道上では2.5m以上)</p> <p><b>はり紙・はり札の類</b></p> <p>面積1㎡以内</p>
<p><b>電柱類を利用するもの</b></p>	<p><b>巻き付け又は直接塗布</b></p> <p>1.2m以内</p> <p>1.2m以上</p> <p><b>突出するもの</b></p> <p>0.6m以内</p> <p>1.2m以内</p> <p>4.5m以内 (歩道上では2.5m以上)</p>	<p><b>街灯柱を利用するもの</b></p> <p>表示面積0.3㎡以内</p> <p>4.5m以上 (歩道上では2.5m以上)</p>
<p><b>立看板</b></p>	<p>幅1.0m以内</p> <p>脚の長さ0.5m以内</p> <p>2.0m以内</p>	<p><b>塀又は垣広告</b></p> <p>個数は3個以内で、表示面積は、塀又は垣のそれぞれの面の1/2以内とし、かつ20㎡以内</p>

※商工系地域とは：都市計画法に基づく用途地域のうち準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域をいう

## ■沖縄らしい風景推進事業

沖縄県では、沖縄らしく美しい町並み景観の創出を目的に「沖縄らしい風景推進事業」として①シンポジウム、広報等、県民意識の向上、②景観に係る人材育成、③公共事業に係る景観評価システム構築、④景観向上に係る技術開発を実施しています。

### ○シンポジウム、広報等、県民意識の向上

風景づくりの主体は県民一人ひとりです。県では、風景づくりに関する県民意識の向上を図るため、有識者による基調講演やパネルディスカッション等をシンポジウム形式で開催しています。



### ○景観に係る人材育成

地域を育てることが県土全体の美しい風景を育むという認識のもと、地域の意識の醸成を図ることが重要です。県では、風景づくりに貢献できる人材を育成するため、地域住民を対象とした「風景づくりサポーター」や景観行政担当職員を対象とした「景観行政コーディネーター」により、講習会や実務研修等を実施しています。



### ○公共事業に係る景観評価システム構築

公共の道路や橋、建築物等は地域の景観を形成する重要な要素となります。県では、公共事業において維持管理を含めた事業サイクル全体を通して景観評価を行い、景観に配慮された良質な公共空間を創出することを目的として、景観評価システム（景観アセスメント）に取り組んでいます。

#### ●沖縄県景観評価システム

